

長野県 伊那市 ツキノワグマ ゾーニング管理実施計画

1. 市町村名

伊那市

2. 計画開始日

令和6年9月2日

3. 対象地域

長野県伊那市全域

4. 対象管理ユニット

中央アルプス管理ユニット
南アルプス管理ユニット

5. 目的

長野県では、「長野県第二種特定鳥獣管理計画(第5期ツキノワグマ保護管理)」(以下「第5期計画」という)において、ツキノワグマ(以下「クマ」という)と人との緊張感ある共存関係を再構築することを目的に、ゾーン区分の設定を行いゾーニング管理に取り組むこととしている。また、ゾーン区分の設定は県・市町村だけでなく、地域住民も関わりながら行うことで、野生動物との付き合い方を自らの課題として向き合うことを促し、互いを尊重し合う対等な関係を築くことを目指している。

本計画では、第5期計画に準じて県・市町村・地域住民とともに設定したゾーン区分を設定した。また、各ゾーン区分において被害防止対策や出没対応を具体的にどのように取り組んでいくかを整理し、計画的なクマの保護管理に資することを目的に策定するものである。

6. ゾーン区分の設定

第5期計画に準じて、以下のゾーン区分を設定した。なお、伊那市では、「排除地域」には「防除地域」を含むものとして扱うこととした。

表1 ゾーン区分の考え方

ゾーン区分	場所及び人間の利活用状況	エリアの管理方針
主要生息地域	・ 奥山、森林域 (登山、狩猟などで利用)	クマが秋以降から冬眠明けする春まで利用し、また主に採食などをする地域。 開発行為の規制や鳥獣保護区の設定など森林環境の保全を実施する。
緩衝地域	・ 里山林 (山菜・きのこ採り・林業、狩猟などに利用)	クマと人との活動が重複し、クマが人に警戒しながら活動する地域。人の生活地域への移動を抑制する機能が期待される。 里山林の利用促進や林内の見通し確保により、緩衝帯機能を向上する。
排除地域	市街地や集落、農地等が広がる地域 (農業、居住地として利用)	農業などの人の活動が盛んな地域、かつ人が日常的に活動する地域であり、クマの侵入を排除し、人への被害発生を防止する必要がある。 誘引物の除去や管理、柵の設置、耕作放棄地や廃果の管理など、侵入防止や滞在場所の削減などを実施する。

別添「伊那市ツキノワグマ地域区分図」参照

なお、各ゾーン区分の詳細な設定方法は以下の通りとした。

■ 主要生息地域

鳥獣保護区や自然公園を含む、「排除地域」「緩衝地域」を除いた森林部分を「主要生息地域」とした。

■ 緩衝地域

林縁を基準として、林縁から林内に向けて約 200m を「緩衝地域」とした。なお、林縁が入り組んでいる地域や緩衝帯に囲われた農地などが存在するため、それらは県・市・地域住民との合意形成を経て「緩衝地域」に区分した。

■ 排除地域

民家や農地が広がる地域一帯を「排除地域」とした。また、通学路や民家に通ずる住民が使用する道路とその周辺は、県・市・地域住民との合意形成を経て「排除地域」に区分した。

7. 対策の内容

(1) 被害防止対策

① 主要生息地域

i. 森林環境の整備

クマの主要な生息地となる奥山がクマにとって生息しやすい環境となるよう、計画的な再造林や天然下種更新を通じた森林の形成を、県と協力しながら進める。

② 緩衝地域

i. 緩衝帯整備

人とクマの棲み分けを積極的に進めるため、地域住民は林内の見通しを良くするための刈り払いを行う。

クマの目撃情報が多い河川敷・河畔林・段丘林等の刈り払いは優先して実施する。実施にあたっては河川管理者等関係機関と連携を図りながら行う。

広範囲での実施など地域住民のみでは困難な場合、県と市は補助事業や外部委託などを通じて取組みを支援する。

ii. 誘引物の除去

地域内に位置する果樹については、所有者自身が電気柵の設置やトタン巻きなどを行うとともに、不要な果樹は伐採する。

県と市は、設置された機材等が適切に維持管理されるよう情報共有を行う。

市は、果樹以外でクマを誘引する原因物の処置について、広報紙などを通じて啓発を行う。

③ 排除地域

i. 誘引しない環境の創出

➤ 民家付近の藪の刈り払い

クマの排除地域への侵入を防ぐため、地域住民は集落内にある藪の刈り払いを行う。

特に、民家や通学路に隣接する藪やクリやカキなどの果樹付近にある藪は、クマとの遭遇による人身事故防止等の観点から重点的に行う。

また、誘引物に接近するための隠れ場所となる可能性のある藪については、地区と協議の上刈り払いを検討する。

地域内を流れる河川について、過去にクマの目撃情報等があった河川を優先して河川敷・河畔林・段丘林等の刈り払いを行う。実施にあたっては河川管理者等関係機関と連携を図りながら行う。

➤ 誘引物の除去

地域内にある果樹で利用予定のない樹木は、その所有者が伐採や枝打ち、早期収穫を行い、

可能な限り結実する果樹の量を減らすよう取り組む。

また、収穫した果樹や農地の作物で不要なものは、農地周辺などに放置しないよう埋設するなど適切な処理方法で処分する。

なお、管理者等が明らかでない果樹については、地域住民からの情報提供を受け、市と地域が協力し誘引物の除去について協議する。

また、各家庭におけるゴミの管理については、野外にゴミ箱を設置することは控え、外に設置する際は、クマが開けることができないものを設置する。ゴミの管理方法については市が地域住民に対して注意喚起を行う。

ii. 電気柵の設置と管理

積雪期の冬季を除き、トウモロコシ等嗜好性の高い農作物などについて、市は耕作者や所有者に対して電気柵等の設置や設備の適切な維持管理を行うよう依頼する。

(2) 出没対策

① 出没時の対応

出没時の対応フローや連絡体制図等の整備は、令和6年度中に関係者間で調整し、出没時の体制構築を行う。

② ゾーン区分ごとの捕獲対応方針

農作物等への被害対策を講じても被害がある場合、加害個体あるいは危険個体をできるだけ特定して捕獲する個体管理を行い、健全な個体群の維持を目指す。第5期計画に従い各ゾーン区分ごとの捕獲許可方針は以下の通り。

表2 ゾーン区分ごとの捕獲許可方針

ゾーン区分	捕獲許可方針	
	県許可	市町村許可
主要生息地	<ul style="list-style-type: none">・有害捕獲は原則禁止・個体数調整を目的として、春期捕獲を許可する・人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可する	-
緩衝地域	<ul style="list-style-type: none">・林産物その他物的被害があり、対策実施後も継続的に被害が発生する場合は捕獲を許可する・人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可	
排除地域	-	<ul style="list-style-type: none">・現に被害を生じさせていなくとも有害捕獲を許可する

なお、地域住民の理解及び放獣対象地、人員等の条件が確保でき、放獣可能な状態で捕獲できた個体については、「ツキノワグマ出没対応マニュアル」に則り学習放獣を行う。また、市町村長が捕獲許可した事案については、出没の経過、出没要因、当日の対応、今後の対策等について取りまとめ、県に速やかに報告する。

8. 計画の見直し

クマの出没状況、住宅や農地等の土地利用状況の変化、その他必要に応じて本実施計画を見直すこととする。